（根拠法令）地§２０－２

公告第　１７　号　　公示送達書

公　　示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第２０条の２の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和８年１１月５日

兵庫県東播磨県民局長
（　加古川　県税事務所）

記

書類の根拠法令	送達を受けるべき者の氏名	備　　考
地方税法第177条の21第6項の規定によりその例によることとされている国税徴収法第131条	吉川　裕史	

（税 21000）